

太宰府市歴史的風致維持向上計画（第2期）

令和5年3月

太宰府市

ごあいさつ

太宰府市は、我が国の古代最大級の役所であり世界からの窓口であった「大宰府」がかつてこの地に設置されたことに由来します。そして、やはりこの地で没した菅原道真公を祀る太宰府天満宮をはじめ全国で4つ目の九州国立博物館、観世音寺、戒壇院、竈門神社など数々の名所旧跡を擁し、コロナ禍前には年間1000万人もの国内外からの観光客が訪れていた国際観光都市であり、本年度は節目の市制40周年を迎えました。

さらには、天平の世大宰帥大伴旅人により催された梅花の宴の情景をうたった万葉集を典拠として元号「令和」が誕生し、本市は我が国初の元号発祥の自治体として注目を集めました。このことにより、この地が古より我が国の政治・外交・防衛・交易・文化などの要衝であり、世界との交流拠点であったという歴史的意義に改めて脚光が当たりました。これを機に、日本遺産「西の都」も大だざいふ的観点で広域化しました。

本市では、このようなだざいふらしさを後世に継承するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき平成22年（2010）に歴史的風致維持向上計画を策定し、令和4年（2022）度までの12年間歴史的建造物の保存修理や参道店舗の修景、文化遺産の解説広場や散策路の整備など様々な事業を実施し、待望のだざいふらしい設えの古民家ホテルを誕生させるなど歴史的風致の維持向上を図ってまいりました。

そして、今回改めて第1期計画の成果と課題を整理し、令和4年（2022）度に新たに策定した「太宰府市文化財保存活用地域計画」の基本方針に基づき、第2期計画を策定しました。この計画では、文化財の先進的多用途活用など本市ならではの取り組みを進め、価値を生む文化財への転換や来訪者の回遊性向上などを図り、住まう人も訪れる人も共に慶びを分かち合える「世界に冠たる令和の都だざいふ」への昇華を目指します。

結びに、本計画策定にあたりましてご指導やご助言をいただきました太宰府市歴史的風致維持向上協議会をはじめとする各委員の皆様、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただきました議員各位や市民の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、本計画を活かしてこれまで以上に歴史的風致の維持向上に努め、「令和の都だざいふ」にふさわしいまちづくりに取り組むこととお誓いし、冒頭のごあいさつといたします。

令和5年3月

太宰府市長

楠田大蔵



目次

序章

- 1 計画策定の背景と目的 1
- 2 計画期間 3
- 3 計画の策定体制 3
- 4 計画策定の経緯 5

第1章 太宰府市の歴史的風致形成の背景

- 1 自然的環境 7
- 2 社会的環境 11
- 3 歴史的環境 17
- 4 文化財等の分布状況 30

第2章 太宰府市の維持及び向上すべき歴史的風致 42

- 1 太宰府天満宮神幸式における歴史的風致 44
- 2 さいふまいりと門前の生活にみる歴史的風致 60
- 3 太宰府天満宮門前の伝統行事における歴史的風致 77
- 4 梅に関する歴史的風致 86
- 5 観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致 93
- 6 農耕に関わる祭事にみる歴史的風致 96
- 7 宝満山における歴史的風致 103
- 8 大宰府関連史跡の継承と保護にみる歴史的風致 110

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 120
- 2 既存計画との関連性 123
- 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 131
- 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制 132

第4章 重点区域の位置及び区域

- 1 重点区域の位置及び範囲 133
- 2 重点区域の指定の効果 139
- 3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 139

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

- 1 市全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
- 2 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

- 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等の基本的な考え方・・・・・・・・ 161
- 2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業・・・・・・・・ 164

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
- 2 歴史的風致形成建造物の指定要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
- 3 歴史的風致形成建造物の指定及び候補一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 200

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方・・・・・・・・ 209
- 2 歴史的風致形成建造物の管理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
- 3 届出が不要な行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210

巻末資料

- ・ 太宰府市内の指定文化財一覧

序章

1 計画策定の背景と目的

太宰府市は、およそ 1320 年前に設置された「大宰府」（オオミコトモチノツカサ）にその名が由来する。大宰府は、奈良・平安時代に西海道を管轄し、我が国の世界やアジアからの玄関として外交の窓口であり対外防備の最前線を担い、『万葉集』では「遠の朝廷」と呼ばれた。現在太宰府市は福岡都市圏にあり、歴史と自然豊かな住宅都市として発展している。また、太宰府天満宮や九州国立博物館、大宰府政庁跡などの名所・旧跡が豊富で、天満宮の門前を中心に多くの観光客が訪れている。

本市は、平成 23 年（2011）に策定された第五次太宰府市総合計画で、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描くとともに、まちづくりの理念として「太宰府らしさを活かしたまちづくり」を推進することとし、市内のどこでも歴史や文化を感じることができるまちを目指した「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」構想のもと、歴史文化をいかしたまちづくりに取り組んできた。また、平成 17 年（2005）には九州国立博物館が開館し、新たな歴史文化の拠点が形成された。

こうした状況のもと、平成 17 年（2005）に本市は「文化遺産からはじまるまちづくり」を掲げた「太宰府市文化財保存活用計画」を策定し、市民が主体となった歴史文化を活かしたまちづくりに取り組んできた。同計画では、①市民が将来の世代に伝え守りたい太宰



太宰府市街地の上空写真（南東から）

府固有のストーリー、②そのストーリーの構成要素である文化遺産、③文化遺産を保存活用（育成）する市民活動の3つの要素を合わせて「太宰府市民遺産」と定義した。平成20年（2008）度には、文化庁による文化財総合的把握モデル事業が本市で実施され、平成23年（2011）3月に太宰府市における文化財のマスタープランである「太宰府市歴史文化基本構想」を策定し、文化遺産からはじまるまちづくりを実践してきた。その後、過疎化・少子高齢化など地域コミュニティが変化するなか、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりでその継承に取り組む必要性が高まってきた。このような動向を踏まえ、平成30年（2018）に改正された文化財保護法や令和2年（2020）に策定された「第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（通称まちづくりビジョン）」に基づき、令和4年（2022）に「太宰府市文化財保存活用地域計画」を作成した。この計画では「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」のもと、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業、その他の分野との連携を図り、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き、慶びを分かち合える“世界に冠たる令和の都太宰府”の実現への昇華に向け、官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進を図ることを目的としている。

歴史的風致維持向上計画については、平成20年（2008）5月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」）が制定されたことにより、太宰府市は平成22年（2010）11月22日に第1期計画の認定を受け、古代より受け継がれてきた本市の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史まちづくりの事業に取り組んできた。それと同時に平成22年（2010）12月には「太宰府市景観まちづくり計画」を作成すると共に景観法に基づき「太宰府市景観計画」を策定、平成29年（2017）4月には「太宰府市屋外広告物等に関する条例」を施行し、歴史的風致に相応しい景観誘導を図ってきた。

歴史的風致維持向上計画の第1期計画の主な取り組みとして、太宰府天満宮門前町に所在する歴史的風致形成建造物の保存修理や建造物の修景事業を実施すると共に、それら歴史的建造物や文化遺産をつなぐ道路の環境整備を実施した。また、歴史の散歩道などの散策路のサインを多言語化し、太宰府市の南側の玄関口にもあたる大宰府条坊跡解説広場を整備したことで、散策者の回遊性向上につながる環境は整いつつある。

しかし、建造物所有者の世代交代、生活様式や利用形態の変化により、歴史的建造物の維持管理や伝統行事の継承が厳しい状況は続いており、それらの活動によって生み出されてきた景観の維持も難しくなっている。また、歴史的建造物や文化遺産そのものの環境整備は進んでいるが、周辺環境整備が進んでおらず、文化遺産が埋もれてしまっている。

そこで、第1期計画の事業を継続しながら、昭和から平成初期の整備地の劣化など第1期計画実施中に新たに露見してきた課題の改善を図る。さらに、歴史的建造物や文化遺産をより顕在化させ、歴史的風致が日常的に維持できる環境と仕組みをつくる。以上のようなことを実施し、太宰府市らしい歴史・文化・景観を引き継いでいくため、太宰府市歴史的風致維持向上計画（第2期）を策定する。

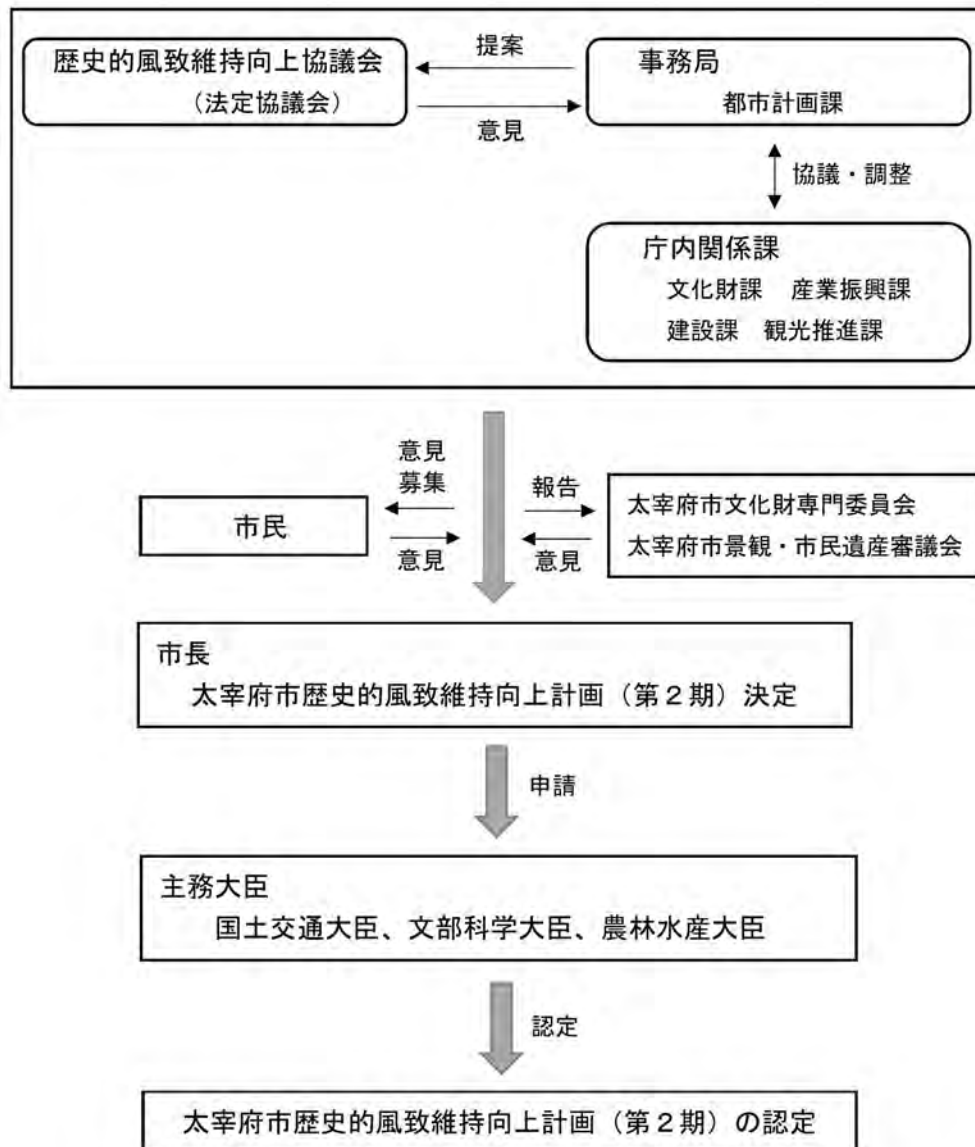
2 計画期間

計画期間：令和5年(2023)度から令和14年(2032)度まで

3 計画の策定体制

本計画は、都市整備部都市計画課が事務局となって、教育部文化財課をはじめ関係課と連携・協議し計画素案を作成、その後太宰府市歴史的風致維持向上協議会（歴史まちづくり法第11条に基づく法定協議会）において素案を検討し、太宰府市文化財専門委員会と太宰府市景観・市民遺産審議会において意見を聴取、さらにパブリックコメントの実施により市民からの意見をまとめ、改めて太宰府市歴史的風致維持向上協議会で検討し策定したものである。

太宰府市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定体制



太宰府市歴史的風致維持向上協議会の構成

氏名	所属	区分	備考(歴まち法による区分)
辻田 淳一郎	九州大学人文科学研究院准教授	(1)識見を有する者	・学識経験者
森 弘子	福岡県文化財保護審議会委員 元筑紫女学園大学客員教授		・副会長 ・学識経験者
南里 義則	(公財)古都大宰府保存協会事務局長	(2)関係団体を代表する者	・歴史に関するボランティア団体等 ・歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理を行う者
赤松 悟	NPO法人都市・建築遺産保存支援機構理事		・太宰府市歴史的風致維持向上支援法人
福岡県教育庁文化財保護課文化財保護係長		(3)関係行政機関の職員	・都道府県(教育委員会部局)
福岡県建築都市部都市計画課長			・都道府県(知事部局)
太宰府市都市整備部長			・当該市町村(市長部局) ・歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理を行う者
太宰府市教育部長			・当該市町村(教育委員会部局) ・歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理を行う者
八尋 和郎	(株)THINK ZERO代表取締役	(4)その他市長が必要と認める者	・会長 ・その他市長が必要と認める者
鈴木 和子	市民公募		・その他市長が必要と認める者
島田 文恵	太宰府市商工会		・その他市長が必要と認める者

4 計画策定の経緯

第1期計画は、平成22年(2010)11月22日に認定を受け、その後、2回の軽微な変更、5回の計画変更を行った。平成27年(2015)2月27日には平成34年度までの計画延長が認められた。

第2期計画は、第1期計画の歴史的風致を再検討し、第1期計画の成果や新たに生じた課題を踏まえ、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項等を整理し策定した。

第1期計画の策定・変更の経緯

平成22年11月22日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」認定
平成25年 3月29日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出
平成27年 1月13日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の変更申請
2月27日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」変更認定
12月17日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更の届出
平成29年10月13日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の変更申請
10月31日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」変更認定
平成31年 3月 4日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の変更申請
3月29日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」変更認定
令和2年 2月28日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の変更申請
3月24日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」変更認定
令和4年 3月18日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の変更申請
3月29日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」変更認定

第2期計画の策定の経緯

令和4年 3月23日	太宰府市歴史的風致維持向上計画庁内関係課会議
4月11日	太宰府市歴史的風致維持向上計画庁内関係課会議
4月15日	太宰府市歴史的風致維持向上計画庁内関係課会議
4月18日	太宰府市歴史的風致維持向上計画庁内関係課会議
6月	太宰府市歴史的風致維持向上計画(第2期)(案)について文化財課確認
7月 4日	太宰府市歴史的風致維持向上協議会
8月19日	太宰府市歴史的風致維持向上協議会
8月	太宰府市歴史的風致維持向上計画(第2期)(案)について文化財課確認
10月 4日	太宰府市景観・市民遺産審議会 ・「太宰府市歴史的風致維持向上計画(第2期)(案)」の報告
10月18日	太宰府市文化財専門委員会 ・「太宰府市歴史的風致維持向上計画(第2期)(案)」の報告
11月 1日 ～11月30日	パブリックコメント実施
令和5年 1月11日	太宰府市歴史的風致維持向上協議会
1月30日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」を決定
3月 6日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」を三省へ認定申請
3月29日	「太宰府市歴史的風致維持向上計画」認定

◆「大宰府」と「太宰府」の表記について

古代におけるダザイフの正式な表記は、現存する古代の印影（押印された印の文字）が「大宰之印」であることから、「大宰府」であったと考えられている。

しかし、奈良時代の文書にも、すでに「太宰府」と表記されているものもある。その後、中世からは「太宰府」と表記する文書が多くなり、近世以降はほとんど「太宰府」と表記するようになってきている。これらの表記の使い分けについては、断定するまでは至っておらず、現在でも研究は続けられている。

ただ昭和 30 年代末頃、九州大学の鏡山猛教授が、地名や天満宮など以外は「大宰府」と表記するようにしたことをきっかけとして、一般には古代律令時代の役所、およびその遺跡に関するダザイフは「大宰府」、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記されるようになった。現状では、行政的な表記もこれにならい、「大宰府政庁跡」「太宰府市」というように明確に使い分けており、本計画もこれを踏襲し記述している。

なお、上記の理由から、昭和 30 年代以前の石碑や書物には「大宰府跡」を「太宰府跡」と表記しているものもある。



「大宰府政庁跡」の解説板



大正 11 年 (1922) 建立の「史蹟 太宰府跡」碑



西鉄太宰府駅



「大宰府跡 客館跡」の標柱



太宰府市役所標石